

監第 62 号
技管第 31 号
令和 2 (2020) 年 4 月 10 日

部内各課室所長様

次長兼監理課長
技術管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、既発出の通知に基づき、工事及び業務の一時中止措置等を執っているところですが、令和 2 年 4 月 7 日に内閣総理大臣より 7 都府県に対し緊急事態宣言が発出されたことを受け、下記のとおり取り扱うこととします。

なお、『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について』（令和 2 (2020) 年 2 月 28 日付け監第 293 号、技管第 431 号）、『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について』（令和 2 (2020) 年 3 月 12 日付け監第 315 号、技管第 458 号）、『新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について』（令和 2 (2020) 年 3 月 23 日付け監第 330 号、技管第 476 号）は廃止することとします。

記

1 工事又は業務の一時中止措置等について

別添の「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 8 日付け国土入企第 6 号）によるものとし、以下により対応する。

受注者から一時中止措置等の申出がある場合に、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

2 工事及び業務における感染拡大防止対策について

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、以下を踏まえ、適切な対応を行うこと。

- (1) アルコール消毒液の設置や手洗い・うがい等、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに報告フロー（令和 2 (2020) 年 2 月 27 日付け事務連絡）に従って報告を行うとともに、保健所等の指導に従って対応するよう指示すること。
- (3) 工事の施工に伴い、三つの「密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）の発生を極力回避する、もしくはその影響緩和のための対策を徹底すること。

監理課工事管理担当 電話：028-623-2389 技術管理課技術調整担当 電話：028-623-2421
--